

令和8年度

一般廃棄物処理実施計画

岩手沿岸南部広域環境組合

目 次

第1章 ごみ処理状況の現状

- 1 計画処理区域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 ごみ処理実施計画

- 1 令和8年度ごみ搬入量の予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 減量化・資源化計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 収集・運搬計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 中間処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 最終処分計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 その他の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

本一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び同施行規則第1条の3に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合が行う、広域地域（釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び住田町）から排出される一般廃棄物の中間処理について、令和8年度における基本的な事項及び方針を定め、岩手沿岸南部クリーンセンターの運営などの実施計画とするものである。

第1章 ごみ処理状況の現状

1 計画処理区域の状況

岩手沿岸南部広域環境組合は、岩手県の沿岸南部地区（釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び住田町）で収集される一般廃棄物を中間処理（溶融処理）するため設立された一部事務組合である。当組合によって、岩手沿岸南部クリーンセンターが建設整備され、管理運営事業を民間事業者への長期委託（平成23年度～令和7年度）することとして平成23年4月1日から実施した。また、令和8年度からは施設の延命化を図るため、基幹的設備改良事業を行うことにより、管理運営事業を民間事業者へ長期委託（令和8年度～令和22年度）を継続することとしている。

当地区のごみ収集、分別資源化、一般廃棄物収集運搬許可等の一般廃棄物処理業務（溶融処理による中間処理を除く）については、釜石市、陸前高田市及び大槌町では、それぞれの担当課が窓口となり実施している。大船渡市及び住田町は、大船渡地区環境衛生組合がその業務を担い実施している。また、クリーンセンターへのごみ搬入は、釜石市及び大槌町は直接搬入であるが、大船渡地区環境衛生組合及び陸前高田市では、それぞれがごみの中継施設を設置し、当組合が大型パッカー車による輸送を実施している。

岩手沿岸南部クリーンセンター整備運営事業により計画された当初の一般廃棄物排出量は、構成する各市町のごみ減量化への努力と人口の減少により、当初見込みよりも大きく減少した。（「表1」参照）

このことにより施設の運営は、稼働率を低く設定して行う見込みであったが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のため、構成市町のうち、住田町を除く3市1町が被災し、津波による大量のガレキが発生した。そのため、平成26年度までは、これらの状況を踏まえ、当クリーンセンターは、その余力をこのガレキ

処理に最大限充てることとし、施設運営に努めてきたところである。

その結果、被災した3市1町のうち、釜石市、陸前高田市及び大槌町では全ての震災ガレキ処理が平成25年度、大船渡市も平成26年度をもって終了となったところである。

今年度においても、昨年度と同様に一般廃棄物処理業務に万全を期すものである。

表1 構成市町の人口（3月31日現在） (単位：人)

	釜石市	大船渡市	陸前高田市	大槌町	住田町	計
令和7年	28,588	31,807	16,995	10,391	4,635	92,416
令和8年	27,745	31,100	16,645	10,117	4,501	90,108
増減	△843	△707	△350	△274	△134	△2,308

第2章 ごみ処理実施計画

1 令和8年度ごみ搬入量の予測

当施設では、組合を組織する構成市町（釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び住田町）から収集又は直接搬入される一般廃棄物を処理している。

当組合管内の過去5年間のごみ搬入量の推移は、人口減少等による要因もあり、年々約2%の減少傾向にある。また、令和7年2月に発生した大船渡市大規模林野火災などのように気候変動に伴った災害が多発化・激甚化しており、住民生活や生業の継続に大きな影響を及ぼしているとともに、エネルギー安全保障に端を発した紛争により混沌とする世界情勢や物価上昇による家計の圧迫を始め、循環型社会の構築に向けた様々な取り組みなど、先行きが不透明でごみ搬入量の見込み検証が難しい状況であるが、令和5年度に策定した岩手沿岸南部地域循環型社会形成推進地域計画及び令和6年度に策定した岩手沿岸南部地域一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を基に令和8年度のごみ搬入の予測を以下のとおりとする。

- (1) 釜石市は、令和6年度と令和7年度を比較すると、委託実施している一般のごみ収集量と直接持ち込みのごみ量は減少傾向である。令和8年度においては、増

加要因はないものの一定のごみ排出量を見込み 9, 840 t とする。

- (2) 大船渡地区は、中継輸送を行っている関係から一般収集と直接搬入のごみ量の推計が難しいが、全体量は、令和 6 年度と令和 7 年度を比較するとほぼ横ばいであるため、令和 8 年度のごみ排出量見込みを 8, 667 t とする。
- (3) 陸前高田市は、中継輸送を行っている関係から一般収集と直接搬入のごみ量の推計が難しいが、全体量は、令和 6 年度と令和 7 年度を比較すると減少傾向であることから、令和 8 年度のごみ排出量見込みを 3, 472 t とする。
- (4) 大槌町は、令和 6 年度と令和 7 年度を比較すると、委託実施している一般のごみ収集量と直接持ち込みのごみ量は減少傾向である。令和 8 年度においては、増加要因はないものの一定のごみ排出量を見込み 2, 716 t とする。

以上の結果、構成市町ごとの令和 8 年度ごみ搬入量予測は「表 2」のとおりとなる。

表 2 令和 8 年度構成市町ごみ搬入量の予測 (単位: t)

構成市町等	収集ごみ	持込みごみ	中継運搬ごみ	計
釜石市	4, 766	5, 074	0	9, 840
大船渡地区 (大船渡市・住田町)	623	22	8, 022	8, 667
陸前高田市	0	0	3, 472	3, 472
大槌町	1, 660	1, 056	0	2, 716
計	7, 049	6, 152	11, 494	24, 695

2 減量化・資源化計画

当組合管内におけるごみの減量化・再生利用を図る計画は、各構成市町が作成し実行することとなる。当組合は、構成市町の計画に協力するとともに、直接ごみを持ち込む住民や事業者に対しては、ごみピットに投入する前のごみの分別を指導するなど、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組むものとする。

(1) 啓発活動

直接ごみを持ち込む住民や事業者に対して、ごみの減量化・再生利用、さらに

は、ごみの分別と出し方に関して周知・啓発をするため、釜石市が発行する「ごみの分け方・出し方ガイドブック」と「ごみカレンダー」を計量棟や管理事務室に常備し指導するものとする。

小学生や町内会等の施設見学には、積極的に応対し教育啓発活動に努めるものとする。また、広域地域内の住民を対象とした施設見学会を開催し、環境施設としてのクリーンセンターを理解してもらうとともに、ごみ問題に対する意識を高めてもらう。

(2) 溶融スラグ・メタルの資源化

溶融残渣物である溶融スラグ・メタルについては、積極的に資源化を図るものとする。現状、スラグは、道路舗装用骨材やコンクリート2次製品に使用されている。また、メタルは重機のカウンターウェイト等に使用されており、今年度も同様に資源化を図るものとする。

なお、今年度資源化する予定のスラグ・メタルはそれぞれごみ処理量の約10%、約2%と見込み、次の量となる。

資源化スラグ量：2,489 t

資源化メタル量：550 t

(3) スクラップ類の資源化

直接持ち込まれるごみのうち、金属製品については、専用置場を設け資源化するものとし、これらは、当施設の運営管理委託事業者が釜石市内の資源業者に売り払うものとする。

(4) 古紙・ダンボール類の資源化

直接持ち込まれるごみのうち、新聞、雑誌類、ダンボール類については、専用置場を設け資源化するものとし、これらは、当施設の運営管理委託事業者が釜石市内の資源業者に売り払うものとする。

(5) 羽毛布団の回収

令和5年11月より、脱炭素社会構築に向けた取組として、羽毛布団を無料で引き取り、専門業者へ引き渡している。ごみの減量化による二酸化炭素の抑制に加えて、貴重な天然資源の保全と良質な羽毛の再利用などSDGsに貢献している。

(6) プラスチックごみの分別収集

令和7年4月より、釜石市においてCO₂の排出削減、ごみの排出量削減を目

的に、中間処理施設を利用したプラスチック分別収集を開始し、再資源化に向けた取組を推進している。

また、大船渡市や住田町においても、同年4月から廃棄物の資源化、減量化を図る目的に、広域にてペットボトルの分別収集を開始しており、組合構成市町において、脱炭素社会の実現に向けて取り組みを進めている。

3 収集・運搬計画

収集運搬は、一般家庭から排出されたごみを集積所から処理施設まで迅速かつ衛生的に搬入するもので、日常における生活環境の保全に影響が高い業務である。

当組合管内においては、収集運搬の業務はそれぞれの構成市町ごとに行われるが、次のような特徴がある。

- (1) 釜石市では、市民生活部生活環境課がその業務に当たっており、市が収集するごみ及び市民等が持ち込むごみは、直接、当施設に搬入する。
- (2) 大船渡市では、大船渡地区環境衛生組合がその業務に当たっており、同組合が収集するごみ及び市民等が持ち込むごみは、大船渡地区環境衛生組合が設置するごみの中継輸送施設に集められ、そこから当施設までは、当組合が委託する事業者による中継輸送車によって搬入する。
- (3) 陸前高田市では、市民協働部まちづくり推進課がその業務に当たっており、市が収集するごみ及び市民等が持ち込むごみは、陸前高田市の清掃センターに設置するごみの中継輸送施設に集められ、そこから当施設までは、当組合が委託する事業者による中継輸送車によって搬入する。
- (4) 大槌町では、大槌町リサイクルセンターがその業務に当たっており、町が収集するごみ及び町民等が持ち込むごみは、直接、当施設に搬入する。
- (5) 住田町では、大船渡地区環境衛生組合がその業務に当たっており、同組合が収集するごみ及び町民等が持ち込むごみは、大船渡地区環境衛生組合が設置するごみの中継輸送施設に集められ、そこから当施設までは、当組合が委託する事業者による中継輸送車によって搬入する。

以上のことから、当組合が実施する収集運搬は、大船渡地区環境衛生組合と陸前高田市の中継施設からの中継輸送であり、令和8年度の運搬量と運搬台数は、「表3」のとおり計画する。

表3 中継運搬ごみ量と運搬台数

構成市町等	運搬ごみ量 (通常ごみ)	運搬台数 (通常ごみ)
大船渡地区 (大船渡市・住田町)	8, 022 t	1, 223 台
陸前高田市	3, 472 t	591 台
計	11, 494 t	1, 814 台

なお、中継運搬の受け入れ日は、原則、土日祝日を除く平日に行うが、その他必要な場合は、組合と構成市町で協議をして実施する。

4 中間処理計画

沿岸南部地区3市2町の一般廃棄物の中間処理は、当施設で行われる。

当施設は、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び住田町の一般廃棄物を処理するために整備された一般廃棄物処理施設であり、PFI法に準じてDBO方式により整備され、平成23年4月1日から供用開始している。

当施設の概要は、「表4」のとおりである。

表4 岩手沿岸南部クリーンセンター概要

名 称	岩手沿岸南部クリーンセンター
所 在 地	岩手県釜石市大字平田第3地割81番地3
設 置 者	岩手沿岸南部広域環境組合
稼働開始年	平成23年4月
炉 形 式	シャフト炉式ガス化溶融炉
公称処理能力	147 t / 24 h (73.5 t / 24 h × 2 炉)
設 計 ・ 施 工	新日鉄エンジニアリング (株)

(1) 令和8年度操業計画

令和8年度岩手沿岸南部クリーンセンターの操業計画の詳細は、下記のとおりである。

ア 計画稼働日数

1号炉稼働日数：167日

2号炉稼働日数：166日

イ 計画処理量

1号炉処理量：11,702t

2号炉処理量：14,500t

計：26,202t ※木チップ搬入量1,976tを含む。

(2) 令和8年度におけるメンテナンス計画等について

岩手沿岸南部クリーンセンターの設備メンテナンスを含む管理運営の詳細計画は、別に定める「岩手沿岸南部クリーンセンター整備運営事業 令和8年度 事業実施計画書」に基づき定める。

5 最終処分計画

当施設から排出される溶融スラグ・メタルは全て再利用されるが、溶融飛灰（集塵器で捕集されるばいじん類）は、現在埋立て処分している。

溶融飛灰の埋立て処分は、構成市町の責任において実施されており、搬入されたごみ量の按分比によって算出された量を自ら運搬処分することとしている。

実際の処分は、釜石市は独自に民間の最終処分場と契約の上処分し、大船渡市及び住田町は、大船渡地区環境衛生組合の一般廃棄物埋立処分場で処分し、陸前高田市及び大槌町は、それぞれ所有する一般廃棄物埋立処分場で処分している。

令和8年度の溶融飛灰運搬処分量は、「表5」のとおり計画する。

表5 最終処分場溶融飛灰埋立計画量

釜石市	447t
大船渡地区 (大船渡市・住田町)	396t
陸前高田市	158t
大槌町	126t
計	1,127t

※ごみ量の約4～5%として算出

以上の量を搬出できるよう、実際の施設運転計画と合わせ、構成市町と連携を図り

ながら溶融飛灰の運搬計画を策定し実施する。

6 その他の計画

(1) 産業廃棄物の処理

当施設においては、その設置目的等から産業廃棄物の処理は行わない。ただし、災害等により地域の産業廃棄物の適正な処理に支障が生じるなど、著しい状況の変化が発生した場合は、施設の能力を超えない範囲において、一定の条件及び必要最小限の期間を定めた上で処理を検討する。

(2) 災害廃棄物の処理

地震や風水害等の自然災害により大量に排出される災害廃棄物の処理については、仮置場に一時的に集積するなど、構成市町と連携してその適正な処理を行うものとする。なお、処理に当たっては、通常の廃棄物処理が滞ることがないように分別等を徹底し処理する。